

畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱

	平成31年 3月29日付け 30農畜機第7748号
一部改正	令和元年 7月31日付け 元農畜機第2874号
一部改正	令和元年 8月30日付け 元農畜機第3426号
一部改正	令和元年10月 3日付け 元農畜機第4038号
一部改正	令和元年10月29日付け 元農畜機第4510号
一部改正	令和元年11月11日付け 元農畜機第4777号
一部改正	令和元年11月15日付け 元農畜機第4852号
一部改正	令和元年12月16日付け 元農畜機第5431号
一部改正	令和元年12月19日付け 元農畜機第5621号
一部改正	令和2年 3月30日付け 元農畜機第7986号
一部改正	令和2年 8月 3日付け 2農畜機第2589号
一部改正	令和2年 9月 3日付け 2農畜機第3169号
一部改正	令和2年11月 5日付け 2農畜機第4249号
一部改正	令和3年 2月18日付け 2農畜機第6228号
一部改正	令和3年 3月 2日付け 2農畜機第6487号
一部改正	令和3年 3月26日付け 2農畜機第7105号

我が国における豪雨、大雪、台風、地震等の各種自然災害等により、畜産農家の経営に対して大きな影響を及ぼす被害が発生したことを受け、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、被災した畜産農家の経営継続・経営再開のための取組を支援してきた。

機構は、畜産農家の被災状況、資材等の確保に要する期間等を踏まえ、引き続きこれら被災した畜産農家の経営継続等のための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の畜産生産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体、事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施、補助金交付の手續等については、以下のとおりとするものとする。

- 1 酪農経営災害緊急支援対策事業
別添1のとおり。
- 2 肉用牛経営災害緊急支援対策事業
別添2のとおり。
- 3 養豚経営災害緊急支援対策事業
別添3のとおり。
- 4 粗飼料確保緊急対策事業
別添4のとおり。
- 5 家きん経営災害緊急支援対策事業
別添5のとおり。

第2 対象災害

本事業の対象となる災害、対象事業及び実施期間については、別紙のとおりとする。

第3 その他

独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度に終了した以下の事業については、なお従前の例によるものとする。
 - (1) 酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号）第1の7に規定されていた災害緊急支援対策事業
 - (2) 肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号）第2の5に規定されていた災害緊急支援対策事業
 - (3) 養豚経営安定対策補完事業実施要綱（平成26年3月31日付け25農畜機第5465号）第2の3に規定されていた災害緊急支援
 - (4) 粗飼料確保緊急対策事業実施要綱（平成28年10月7日付け28農畜機第3527号）第2に規定されていた事業

附 則（令和元年7月31日付け元農畜機第2874号）

この要綱の改正は、令和元年8月1日から施行する。ただし、令和元年度のツマジロクサヨトウの発生に伴う別添4の第3の3の事業に係る改正については、今年度当初に遡って適用するとともに、当該事業に係る着手の手続きについては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）14の規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業に係る取組を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。

附 則（令和元年8月30日付け元農畜機第3426号）

この要綱の改正は、令和元年8月30日から施行する。ただし、令和元年度のツマジロクサヨトウの発生に伴う別添4の第3の2の事業に係る改正については、今年度当初に遡って適用するとともに、当該事業に係る着手の手続きについては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）14の規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業に係る取組を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。

附 則（令和元年10月3日付け元農畜機第4038号）

- 1 この要綱の改正は、令和元年10月3日から施行し、令和元年8月13日から適用するものとする。
- 2 なお、令和元年台風第15号の影響により生乳の出荷ができなかった千葉県内の酪農経営体が別添1の第2の1の（5）のウの事業の対象となる場合、同第3の5の（1）の乳房炎予防管理対策金の単価及び別表の1の（5）のウの補助額を搾乳牛1頭当たり2,600円以内とする。

附 則（令和元年10月29日付け元農畜機第4510号）

- 1 この要綱の改正は、令和元年10月29日から施行し、令和元年8月13日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の別添1から別添4までの事業のうち令和元年8月から9月の大雨等による被災に係る事業について、令和元年8月13日から補助

金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和元年11月11日付け元農畜機第4777号）

この要綱の改正は、令和元年11月11日から施行し、令和元年8月13日から適用するものとする。

附 則（令和元年11月15日付け元農畜機第4852号）

- 1 この要綱の改正は、令和元年11月15日から施行し、令和元年8月13日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の別添5の事業のうち令和元年8月から9月の大雨等による被災に係る事業について、令和元年8月13日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和元年12月16日付け元農畜機第5431号）

この要綱の改正は、令和元年12月16日から施行し、令和元年8月13日から適用するものとする。

附 則（令和元年12月19日付け元農畜機第5621号）

この要綱の改正は、令和元年12月19日から施行し、令和元年8月13日から適用するものとする。

附 則（令和2年3月30日付け元農畜機第7986号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 令和元年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添1から別添5までの事業のうち令和元年8月から9月の大雨等による被災に係る事業について、令和元年8月13日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）13の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和2年8月3日付け2農畜機第2589号）

この要綱の改正は、令和2年8月3日から施行し、令和2年7月3日から適用するものとする。

附 則（令和2年9月3日付け2農畜機第3169号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年9月3日から施行し、令和2年7月3日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の別添1から別添5までの事業のうち令和2年7月豪雨による被災に係る事業について、令和2年7月3日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）13の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和2年11月5日付け2農畜機第4249号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年11月5日から施行し、令和2年10月15日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の別添6の事業のうち令和2年度の飼料用稲わらの輸入停滞に係る事業について、令和2年10月15日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平

成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)13の規定に基づく着工又は着手の手續については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則 (令和3年2月18日付け2農畜機第6228号)

- 1 この要綱の改正は、令和3年2月18日から施行し、令和2年12月1日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の別添1から別添5までの事業のうち令和2年から3年までの冬期の大雪による被災に係る事業について、令和2年12月1日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)13の規定に基づく着工又は着手の手續については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則 (令和3年3月2日付け2農畜機第6487号)

- 1 この要綱の改正は、令和3年3月2日から施行し、令和3年2月13日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の別添1から別添5までの事業のうち令和3年福島県沖を震源とする地震による被災に係る事業について、令和3年2月13日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)13の規定に基づく着工又は着手の手續については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和3年3月26日付け2農畜機第7105号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添1から別添5までの事業のうち令和2年から3年までの冬期の大雪による被災に係る事業について、令和2年12月1日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）13の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 4 この要綱の改正後の別添1から別添5までの事業のうち令和3年福島県沖を震源とする地震による被災に係る事業について、令和3年2月13日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）13の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

別紙

対象災害	対象事業	実施期間
令和2年7月豪雨 （令和2年7月3日から31日までの間の豪雨をいう。以下同じ。）	酪農経営災害緊急支援対策事業 別添1の第2の1の（1）から（6）までの取組	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
	肉用牛経営災害緊急支援対策事業 別添2の第2の1の（1）から（5）までの取組	
	養豚経営災害緊急支援対策事業 別添3の第2の1の（1）から（5）までの取組	
	粗飼料確保緊急対策事業 別添4の第3の1及び2の取組	
	家きん経営災害緊急支援対策事業 別添5の第2の1の（1）の取組	
令和2年から3年までの冬期の大雪 （令和2年12月1日から令和3年3月31日までに発生した雪害をいう。以下同じ。）	酪農経営災害緊急支援対策事業 別添1の第2の1の（1）から（6）までの取組	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
	肉用牛経営災害緊急支援対策事業 別添2の第2の1の（1）から（5）までの取組	
	養豚経営災害緊急支援対策事業 別添3の第2の1の（1）から（5）までの取組	
	粗飼料確保緊急対策事業 別添4の第3の1及び2の取組	
	家きん経営災害緊急支援対策事業 別添5の第2の1の（1）及び（2）の取組	

対象災害	対象事業	実施期間
令和3年福島県沖を震源とする地震	酪農経営災害緊急支援対策事業 別添1の第2の1の(1)から(6)までの取組	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
	肉用牛経営災害緊急支援対策事業 別添2の第2の1の(1)から(5)までの取組	
	養豚経営災害緊急支援対策事業 別添3の第2の1の(1)から(5)までの取組	
	粗飼料確保緊急対策事業 別添4の第3の1及び2の取組	
	家きん経営災害緊急支援対策事業 別添5の第2の1の(1)及び(2)の取組	